

役員・評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いなほ会定款第8条及び第21条に基づき理事及び監事(以下「役員」という)及び評議員に対して支給する報酬等について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員報酬は支給しないものとする。

(理事会・評議員会の費用弁償)

- 第3条 役員・評議員が理事会・評議員会に出席した場合は、日額5,000円の日当を支払う。
- 役員・評議員には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同様の基準とする。
 - 役員・評議員が法人業務のため出張する場合の旅費(交通費及び宿泊費)は、実費を支給する。
 - 役員・評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。但し、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

(特命業務の費用弁償)

- 第4条 理事・評議員が理事会・評議員会に出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に従事した場合、監事が理事会出席以外で法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に従事した場合は、日額10,000円の日当を支払う。なお、半日業務に従事した場合は、5,000円の半日日当を支払う。
- 役員・評議員には、通勤に要する交通費を支給することとし、その計算方法は一般職員と同様の基準とする。
 - 役員・評議員が法人業務のため出張する場合の旅費(交通費及び宿泊費)は、実費を支給する。
 - 役員・評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。但し、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員が法人業務もしくは研修会、講習会により出張を命じられた場合は、別に定める「法人役員・評議員旅費規程」による。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正を必要とする場合は、理事会の議決によりこれを行う。

付則

- この規程は平成16年12月16日から施行する。
この規程は平成28年5月1日から施行する。
この規程は平成29年5月1日から施行する。
この規程は平成30年12月17日から施行する。